

第 8 1 0 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 6 年 4 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 6 年 4 月 1 0 日 (水) 午後 2 時 0 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室

4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名
 - 1 立崎 京子 2 佐々木 和枝 3 宮古 久光
 - 4 川嶋 芳郎 7 種市 廣 8 浦田 秀人
 - 9 浪岡 篤志 1 1 斗米 義一 1 2 新堂 友和
 - 1 3 北澤 邦彦 1 4 千葉 準一 1 5 岩間 勝義
 - 1 6 駒澤 慎 1 7 沼山 英明 1 9 富田 和美
 - 2 0 荒谷 涼香

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名
 - 5 古田 武信 6 門上 牧夫 1 0 葛巻 広行
 - 1 8 赤沼 成人

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 福田 康治
 - 次 長 山本 誠
 - 係 長 工藤 幸恵

 - 会議書記・・・主 事 赤坂 海渡

7. 議 案
 - 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第 2 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
 - 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について
 - 【議案第 4 号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第 5 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
 - 【議案第 6 号】令和 6 年度三沢市農業委員会事業計画の策定について
 - 【議案第 7 号】三沢市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用規程の制定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年3月29日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第810回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全13名で3名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのが、5番古田委員、6番門上委員、10番葛巻委員でございます。また、推進委員につきましては、5名の出席で、赤沼推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんにはご多忙のところ、第810回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和6年度に入り新たな年度となりましたが、市職員人事異動で2名の職員の異動があったところでございます。

まず、福田事務局長でございます。農業部門の業務経験が豊富な農政水産課からの異動でございます。

もうお一方は、新採用職員の赤坂主事でございます。難関の採用試験をくぐり抜けた有望な人材であります。

このお二方を迎えることとなりました。お二人にはこれまでの経験を活かしながら、1日も早く委員会業務に慣れていただき、これまで同様、円滑な委員会運営を期待いたしますとともに、さらなるご協力をお願いするところであります。

また、我々委員におかれましても、今一度気を引き締め、新たな気持ちで委員会活動に臨んで参りたいと思いますので、皆様には、なにとぞ一層のご尽力のほど、よろしく願い申し上げます。挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認め、7番 種市 廣 君、14番 千葉 準一君 を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることに
ご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。報告第1号のうち、初めに3月12日から4月10日までに行いました主な業務についてご報告いたします。3月15日に、三沢市農政審議会が市役所で開催され、会長が出席しております。また、同じ3月15日に、令和5年度三沢市農業再生協議会第2回通常総会が同じく市役所で開催され、会長と前任の事務局長が出席しております。3月26日に、県農業会議臨時総会が青森市で開催され、会長が出席しております。4月5日に、第810回総会の議案検討会を開催しております。4月10日、本日、第810回総会を開催しております。

次に、3月の事務処理状況についてご報告いたします。3条の3第1項、相続の届出は2件で、2万5千108平米でした。次に、転用につきましては、4条の案件が1件の329平米でした。また、5条の案件は1件の357平米でした。次に、貸借の解約は5件で、2万6千12平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。以上、ここまでの合計は9件で、5万1千806平米となっております。次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が9件あり、内訳は、田が1万6千143平米、畑が3万9千390平米でした。また、所有権移転は1件のみで、田の923平米でした。次に、農地中間管

理事業につきましては、10年設定が2件あり、いずれも田で、1万3千268平米でした。続きまして、4月11日から5月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。4月25日に、十和田市で開催されます、令和6年度上十三地区農業委員会連絡協議会役員会及び総会に、会長と私が出席を予定しております。5月7日に、第811回総会の議案検討会を予定しております。5月10日に、第811回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1の字下野の田2筆と、番号2の字淋代平の田2筆、及び番号3の字淋代平の田1筆、ページをめくっていただいて4ページ、番号4の字淋代平の田1筆、これら合計した1万7千597平米で、圃場の不良により貸借契約を解約するものであります。

次に、番号5の字流平の田3筆、合計8千415平米で、貸人の都合により貸借契約を解約するものであります。以上が、報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは5ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。

番号1、字淋代平の田2筆、5,896㎡を10年間の賃貸借契約の設定です。場所は、三沢市ごみ処理場から南東に約600mに位置しています。

労働力は借り受者含めて3名で、主に流平や前平で露地野菜を作付けしています。貸借による周辺農地への影響や、営農状況に問題はないと考えられます。現地確認については、宮古委員、川嶋委員、岩間推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

番号1から5の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番、〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは6ページをお開き願います。
議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。

番号1～番号5、字淋代平の田合計10筆、総面積22,393㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、食肉処理センターから南に約800mに位置しています。借り人は、認定農業者を有する法人で、周辺においても農地を借り受け、牧草を作付けしています。貸借による周辺農地への影響はないと考えられます。

借受人の労働力、営農状況についても問題ないと考えられます。現地確認については、宮古委員、川嶋委員、岩間推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1から5は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

番号1から5の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長

続いて、番号6の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番、〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長

事務局より説明願います。

事務局

番号6、字堀口の田1筆、4, 214㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、ウイングフィットネスクラブから南西に200mに位置しています。

借受人は市内在住の認定農業者で、周辺や市外にも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。労働力は必要に応じて臨時雇用も行っており、貸借による周辺農地への影響もないと考えられます。現地確認については、川嶋委員、岩間推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号6は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。番号6の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長

続いて、番号7の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番、〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長

事務局より説明願います。

事務局

番号7、字園沢の田2筆、合計4,909㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢第2中学校から南西に200mに位置しています。

借受者は市内の認定農業者を所有する法人で、周辺のほかにも淋代、北部方面に農地を借り受けて露地野菜等を作付けしています。

労働力は常雇用、臨時雇用もあり、営農状況、貸借での周辺農地への影響についても問題はないと思われま

す。現地確認については、宮古委員、川嶋委員、岩間推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号7は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

番号7の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長

続いて、番号8～21の審議に入ります。事務局より説明願

事務局

います。番号8、猫又の畑1筆、4,730㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、東北町へ向かう八戸野辺地線道路の迂回道路の北側200mに位置しています。譲受人は市内の農業者で、周辺のほか、市外にも農地を所有し耕作しています。営農状況、貸借による周辺農地への影はないと考えられます。

番号9、字淋代平の田合計5筆、総面積13,187㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、淋代屯所から北西に約750m、南西に約1.3kmに位置しています。借り人は、周辺でも農地を所有、借り受けており、露地野菜等を作付けしています。

貸借による周辺農地への影響、借受人の労働力、営農状況についても問題ないと考えられます。

番号10から番号13、字堀口の田4筆、合計10,875㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、ユニバース堀口店から北に100m、200m、ウイングフィットネスクラブから南西に200mに位置しています。

借受人は市内在住の認定農業者で、周辺や市外にも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。労働力は必要に応じて臨時雇用も行っており、貸借による周辺農地への影響もないと考えられます。

番号14から17、字庭構の畑合計6筆、総面積10,885㎡を10年間の賃貸借権設定、前平の田2筆、1,982㎡を10年間の使用貸借権設定です。

畑の場所は、新森町内から西に約700m、おいらせ農協北部選別場から東に600m、北東に500m、600mにそれぞれ位置しており、田については前平東公園から南東に約300mに位置しています。借受者は市内の認定新規就農者を所有する個人で、周辺に農地を借り受けて露地野菜等を作付けしています。労働力、営農状況、貸借による周辺農地への影響についても特段問題はないと思われます。

番号18、字堀口の田2筆3,817㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、イエローハットから南東に約200mです。借受人は認定農業者を有する市内の法人で、周辺に加えて淋代平等でも同様に農地を所有、借り受け、主食用米等を作付けしています。常雇用に加え必要に応じて臨時雇用も行っており、貸借による周辺農地への影響もないと考えられます。

番号19、字戸崎の田2筆、5,640㎡を、10年間の賃貸借権の設定です。場所は株式会社ループから南に約300mに位置しています。借り受け人は市内在住の認定農業者で、周辺でも農地を借り受け、牧草を作付けしています。労働力、営農状況、貸借による周辺農地への影響についても特段問題はないと思われます。

番号20、字前平の畑1筆2,517㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、ローソン大津店から南に約250mです。借受人は認定農業者を有する市内の法人で、周辺でも同様に農地を借り受け、露地野菜を作付けしています。常雇用に加え必要に応じて臨時雇用も行っており、営農状況に問題はなく、貸借による周辺農地への影響もないと考えられます。

番号21、字庭構の田3筆、3,650㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は川村農場から南に300m、南西に600mに位置しています。借り受け人は六ヶ所の農業者で、周辺でも同様に農地を借り受け牧草を作付けしています。現地確

認については、宮古委員、川嶋委員、岩間推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号8から21は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは14ページをお開き願います。
議案第3号、農地利用集積等促進計画の作成の要請についてご説明します。

番号1から2、宇庭構の畑合計4筆、6,080㎡、を3年間の貸借権の設定です。場所はそれぞれ、新森町内から南に400m、南西に600m、おいらせ農協北部選別場から北東に800m、新森町内から西に120mにあります。耕作者は三沢市の認定農業者の資格を所有する法人で、露地野菜を作付けするため農地を借り受けます。労働力は構成員3名に加え、必要に応じて臨時雇用を行っており、周辺においても農地を借受けして露地野菜を作付けしています。

番号3、宇淋代平の田合計3筆、10,530㎡を、7年間の賃貸借権の設定です。場所は、住友化学から東に約600mに位置しています。借り受け希望者は市内在住の農業者で、露地野菜を作付けするために借り受けます。淋代平、六川目方面でも農地を所有、借り受けて露地野菜を作付けしています。労働力は1名です。

いずれの申請も、営農状況、周辺農地への貸借による影響もないと考えられます。現地確認については、宮古委員、川嶋委員、岩間推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり、青森農業支援センターに対し要請いたします。

議 長 次に議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは15ページをお開きください。
議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

今回は5条転用、1件の申請であります。議案第4号資料と合わせてご覧ください。

番号1番対象となる土地は、三川目4丁目の畑、1筆、面積499㎡です。

譲受人及び譲渡人は、記載のとおりの方であります。
場所は、三川目小学校より南西へ300mに位置し、住宅と農地が混在している場所です。
周辺は、北、東、南側が住宅で宅地、西側が公衆用道路となっております。権利区分は、使用貸借権の設定で永久年間となります。

転用目的は、宅地で自己用住宅の建築で、建築面積は240.35㎡、敷地面積に占める建物の割合が48%となり基準である20%以上をクリアするため問題ありません。

農地区分は、第1種農地であります。既存集落に接した場所であることや代替地の検討もされており、不許可の例外で認められます。事業費は、総額〇〇〇〇万円で、全額融資での対応となります。

周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内に浸透処理するため問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、宮古委員・川嶋委員、岩間推進委員により、完了しております。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは16ページをお開きください。
議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第5号資料でご確認ください。

今回の件数は20件です。

番号1から2、字早稲田の田2筆、所有者は記載のとおり。面積合計603㎡です。所在はオートキャンプ場から北に約1kmに位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号3から4、字下野の田2筆、所有者は記載のとおり。面積合計1,520㎡です。一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号5から15、字淋代平の田11筆、所有者は記載のとおり。面積合計37,061㎡です。

所在は墓地公園より東に約1kmに位置しており、一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号16から20、字猫又の田5筆、所有者は記載のとおり。面積合計9,688㎡です。

所在は市役所から約2.5km西に位置しており、以前より非農地判定を行っている猫又の西側、一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも宮古委員、川嶋委員、岩間推進委員同行のもと完了しております。以上20筆、面積合計48,872㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に議案第6号令和6年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは18ページをお開きください。

議案第6号令和6年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてご説明します。

別紙の議案第6号資料の事業計画（案）をご覧ください。

まずは、大見出しの

I 基本方針ですが、記載のとおり事業全体の基本となる方針を示しております。次に、

II 重点目標は7項目です。

- (1) 担い手への農地集積・集約化
- (2) 「地域計画」目標地図素案の作成
- (3) 農地中間管理との連携
- (4) 遊休農地の発生防止・解消
- (5) 農地転用の適正な指導
- (6) 新規就農者の参入促進

(7) 農業者年金制度の普及啓発・加入促進の7項目が重点目標であります。次に、

III 事業計画 についてですが、記載のとおり

- (1) 農業委員会総会
- (2) 農業委員会総会議案検討会
- (3) 会議及び研修への参加
となります。

主な研修については、11月に開催する青森県農業委員会大会、8月に六ヶ所で開催する上十三地区農業委員会大会、女性農業委員・最適化推進委員研修会などとなります。

IV 業務及び活動についてですが、

- (1) 農地基本台帳の整備・管理
- (2) 新規就農者の参入促進
- (3) 家族経営協定の推進
- (4) 情報提供活動
- (5) 担い手への農地集積・集約化

中でも地域計画の目標地図素案の作成するため地区ごとに集まりを設ける予定であります。

- (6) 遊休農地の発生防止・解消
- (7) 農地転用の適正化
- (8) 農業者年金の普及啓発・加入促進
- (9) 農業青年会議の育成・支援
- (10) 各種調査の実施・報告

など業務及び活動を実施して参ります。

以上が今年度の事業計画でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号三沢市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用規程の制定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について、ご説明いたします。

議案書19ページをお願いします。

第7号議案は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業により整備したタブレット型端末機について、その使用と個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めるものであります。これは、農業委員会等に関する法律第14条にある委員の秘密保持義務と合わせて、タブレット型端末機を使用するために必要な事項を定めるものです。

この案につきましては全国農業会議所が作成したものを原案としております。

初めに、第1条と第2条は目的と定義を定めたものであります。

第3条では帰属先、第4条ではタブレット型端末機の貸与について、第5条ではその取扱いについて定めております。貸与端末機については良識ある使用を心がけていただき、被害や損失等が発生した場合は、速やかに事務局に報告するものとしております。

第6条では個人情報の取扱いについて定めております。個人情報を農業委員会の活動にのみ利用すること、個人情報を機密として厳重かつ適切に取り扱うものとし、第三者に提供又は漏洩しないものとしております。

第7条では禁止事項について定めております。貸与端末機の改造若しくは交換など現在の環境を変更するような行為やSNSや掲示板等への投稿などを禁止事項としております。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 7番 種市 廣

議事録署名者 14番 千葉 達一